

かすみがうら市議会決算審査特別委員会会議録

令和3年9月14日 午後 1時30分 開 議

出席委員

|      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 来 栖 丈 治 |
| 副委員長 | 久 松 公 生 |
| 委員   | 矢 口 龍 人 |
| 委員   | 鈴 木 良 道 |
| 委員   | 中 根 光 男 |
| 委員   | 佐 藤 文 雄 |
| 委員   | 古 橋 智 樹 |
| 委員   | 田 谷 文 子 |
| 委員   | 川 村 成 二 |
| 委員   | 設 楽 健 夫 |
| 委員   | 櫻 井 繁 行 |
| 委員   | 宮 嶋 謙   |
| 委員   | 小 倉 博   |
| 委員   | 櫻 井 健 一 |

欠席委員

な し

出席説明者

|            |         |
|------------|---------|
| 副市長        | 横 瀬 典 生 |
| 保健福祉部長     | 君 山 悟   |
| 産業経済部長     | 大久保 定 夫 |
| 都市建設部長     | 鈴 木 芳 明 |
| 理事         | 高 井 淳   |
| 介護長寿課長     | 幕 内 浩 之 |
| 地域未来投資推進課長 | 坂 本 重 男 |
| 都市整備課長     | 仲 澤 勤   |
| 農林水産課長     | 元 木 義 和 |
| 観光課長       | 貝 塚 裕 行 |
| 道路課長       | 根 本 和 幸 |
| 上下水道課長     | 島 田 勝 男 |

出席書記名

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 政策経営課   | 川原場 | 智   |
| 納税課     | 宮本  | 一夫  |
| 環境保全課   | 立花  | 久美子 |
| 監査委員事務局 | 吉田  | 貴紀  |
| 議会事務局   | 柏崎  | 博子  |
| 議会事務局   | 澤田  | 幸一  |

---

## 議 事 日 程

令和3年9月14日（火曜日）午後 1時30分 開 議

### 1. 議案の審査

- (1) 議案第47号 令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第48号 令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第49号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第50号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第51号 令和2年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- (6) 議案第52号 令和2年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について
- (7) 議案第53号 令和2年度新治地方広域事務組合歳入歳出決算の認定について

---

開 議 午後 1時30分

#### ○来栖丈治委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから9月13日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

それでは、議案第47号のうち、産業経済部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

#### ○産業経済部長（大久保定夫君）

それでは、農林水産課の元木課長、観光課の貝塚課長からそれぞれ説明いたします。

よろしく願いいたします。

#### ○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

#### ○農林水産課長（元木義和君）

それでは、令和2年度農林水産課の決算についてご説明します。

初めに、歳入ですが、決算書43ページ、44ページをお開き願います。

16款2項4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金で、主なものとしましては、備考欄の2行目、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金910万円ですが、補助率が国50%、県20%で、こちらは霞ヶ浦土地改良区の管理費に対する補助金となりますが、揚水に係る電気料などに充てております。

次に、経営所得安定対策等推進事業費補助金702万9000円ですが、補助率が国100%で、市農業再生協議会に係る人件費、通信運搬費、委託費などとなっています。

次に、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金2195万2689円ですが、補助率が国100%で、新規就農者の方を支援する事業ですが、令和2年度は17の方に支給をしています。

次に、その備考欄の一番下のところですが、産地生産基盤パワーアップ事業補助金119万円ですが、

補助率が国 50%で、甘藷生産拡大における農作業の効率化のためにトラクターとアタッチメント一式の導入費補助となっております。

次に、2 節林業費補助金で身近なみどり整備推進事業費補助金772万3000円ですが、補助率が県100%で、森林湖沼環境税を活用し、森林の下草刈りや枝打ちなどを行うもので、昨年度は市内約7ヘクタールの森林の整備を実施しています。

次に、県単林道事業補助金 152 万円ですが、補助率が県 40%で、令和2年度は1路線で雪入沢線の林道で排水改良工事を実施しています。

次に、決算書 47、48 ページをお願いします。

16 款 3 項 3 目農林水産業費県委託金の 1 節農業費委託金で、備考欄にあります家畜伝染病予防事業委託金ですが、家畜伝染病予防注射代や牛、蜂の検査代の 10%が事務費として県から市へ支払われるものです。令和2年度は豚熱の関係の注射が出た関係で、令和元年度より金額が増額となっております。

続きまして、下のほうですが、16 款 4 項 2 目農林水産業費県交付金の 1 節農業費交付金で、多面的機能支払事業費 7692 万 9969 円ですが、補助率が国 50%、県 25%で、農業者や地域住民などで組織された団体が、農地や水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動や保全管理のための推進活動、農業施設の軽微な補修や長寿命化のための更新活動を支援するもので、現在市内の 21 団体が活動しております。

続きまして、歳出についてですが、タブレット端末の政策事業のみ説明させていただきます。政策事業に係る成果説明書は 116 ページです。

6 款 1 項 3 目農業振興費で、06 園芸振興事業（政策）ですが、決算書 158 ページになります。こちらの主なものとしましては、食の安全・安心対策事業補助金として、野菜、果樹類の残留農薬検査に対する助成 18 万 8000 円や園芸産地総合整備事業補助金で、農薬低減事業として果樹の害虫抑制装置の設置補助金 31 万 3000 円などを支出しております。

続いて、タブレット端末で政策事業に係る成果説明書 117 ページになります。

08 有害鳥獣対策事業（政策）ですが、報償費として 332 万 1000 円、鳥獣駆除謝礼として、猟期中に捕獲したイノシシ等に対し 1 万 2000 円、158 万 4000 円をお支払いし、有害鳥獣捕獲処理謝礼につきましても、市で委託しています有害鳥獣捕獲事業で捕獲したイノシシに対し同額の 1 万 2000 円、合計で 173 万 7000 円をお支払いしています。なお、小さな幼獣については、ウリボウですかね、1 頭 3,000 円で支給しております。次の委託料 454 万 6000 円ですが、有害鳥獣捕獲事業委託として、千代田地区でイノシシが年 4 回、カラスが年 1 回、霞ヶ浦地区でイノシシが 3 回、カラスが 2 回、カルガモ等で 1 回、それぞれ猟友会へ委託して実施しております。負担金、補助及び交付金として 157 万 1000 円ですが、農地への鳥獣の侵入を防止するためのワイヤーメッシュ柵や電気柵などの材料費の一部を助成する鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金の支出 106 万 3000 円や土浦市・かすみがうら市農作物被害対策協議会負担金などを支出しています。

続いて、政策事業に係る成果説明書 118 ページになります。

10 の農業振興事業（政策）ですが、農業団体への補助のほか、遊休農地の再生作業に対する助成として遊休農地対策事業補助金 21 万 440 円や、果樹経営希望者の研修先へ第三者継承促進事業補助金 40 万 1210 円、そして、令和2年度からは市内産の野菜等を学校給食の食材として提供する地産地消事業 110 万 8126 円などを支出しております。

続いて、政策事業に係る成果説明書 119 ページです。

13 農地中間管理事業（政策）ですが、農地の貸し手に 10 アール当たり 1 万 5000 円をお支払いする機構集積協力金 18 万 4500 円の支出や、平成 28 年度に交付した協力金について、貸し手の方が貸してい

る土地について土地の売買を希望しましたので、受け取った協力金を県補助金等返還金として 20 万円支出しております。その他、会計年度任用職員の報酬などとなります。

続いて、政策事業に係る成果説明書 120 ページです。

4 目畜産振興費で 03 畜産振興事業（政策）ですが、こちらは負担金補助及び交付金として 299 万 3000 円ですが、家畜防疫予防事業推進補助金で養豚の予防接種に対する助成となっております。そのほか野生動物侵入防護柵設置事業の助成、その他畜産団体への補助金となっております。

続いて、政策事業に係る成果説明書 121 ページです。

6 目水田農業対策費の 03 米政策推進事業（政策）ですが、負担金、補助及び交付金として 2067 万 4000 円ですが、飼料用米や推奨米作付及び担い手の多収性品種や輸出用米、麦・大豆の作付に対し、市単独助成の水田利活用推進事業助成金を支出しております。

続いて、政策事業に係る成果説明書 122 ページです。

8 目農地費の 03 土地改良整備支援事業（政策）ですが、小規模土地改良事業補助金や県単土地改良事業補助の上乗せ補助金の支出をしております。土地改良施設改修に係る県補助事業で 37.5%県からもらえるものに対しまして、市からの上乗せ補助としてかんがい用水整備の場合は事業費の 10%、排水整備の場合は 12.5%を県単土地改良上乗せ補助金として 461 万 5000 円助成しております。

続いて、政策事業に係る成果説明書 123 ページです。

05 土地改良助成事業（政策）ですが、土地改良区等事業費補助金としまして、10 アール当たりの組合員の賦課金の 10 分の 1 を面積割で助成をしております。

続きまして、政策事業に係る成果説明書 124 ページです。

07 国営造成施設管理体制整備事業（政策）ですが、主に霞ヶ浦土地改良区の管理費の揚水に係る電気料、人件費、修繕費等について、霞ヶ浦土地改良区補助金として 1,250 万円を支出しています。

続きまして、政策事業に係る成果説明書 125 ページです。

2 項 1 目の林業振興費の 03 林業振興事業（政策）ですが、緑の少年団補助金や、県補助を活用した林道 1 路線での排水改良工事の支出 381 万 7000 円を支払っております。

続きまして、政策事業に係る成果説明書 126 ページです。

3 項 1 目水産振興費の 03 水産振興事業（政策）ですが、水産加工品の普及啓発活動に対する助成として、水産加工特産品キャンペーン補助金として 30 万円の支出をしております。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○宮嶋 謙委員

土地改良区等事業費補助ということで、揚水機場等写真つきで事業説明がありましたが、機場が幾つかあると思うんですけども、ここに特定の政党の看板がかかっていたりするのを見かけるんです。要項上、補助対象の相手としてどうなのか、問題あるんだかないんだかちょっと教えてください。

○農林水産課長（元木義和君）

うちの課のほうで特定の政党の看板が立っているか、掲示されているかどうかは確認しておりませんが、一応、土地改良区のほうにそういった意見があったということで、その辺については掲示がいけないとか、できるとかできないとかの部分も含めて、今後調べさせていただきたいと思います。

○設楽健夫委員

事務事業評価シートの 11 ページだと思うんですけども、米政策推進事業。その令和 2 年度の事業

内容の中で、市推奨米助成と輸出用米助成について、この内容、作付面積等分かりましたらお願いしたいんですが。

○農林水産課長（元木義和君）

タブレット端末の政策事業に係る成果説明書 121 ページに、事業の概要の中にふくまる等の特別栽培米等については 21.68 ヘクタールということで記載してございますので、新市場開拓米についても 3.71 ヘクタール、あと飼料作物、それから麦・大豆の一応面積もこちらに記載してございますので、確認していただければと思います。

○設楽健夫委員

輸出用米について教えてもらえますか。

○農林水産課長（元木義和君）

新市場開拓用米のところが輸出用米ということになりますので、3.71 ヘクタールということをお願いしたいと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、観光課所管の決算について説明をさせていただきます。

まずは、歳入のほうから説明をさせていただきます。

決算書 37 ページ、38 ページをお願いいたします。備考欄一番上の部分になります。

15 款 2 項 9 目 1 節の観光費補助金、予算現額 400 万円に対して収入済額 400 万円となっておりまして、内容といたしましては、地方スポーツ振興費補助金でございます。令和元年度に対して皆増ということで、令和 2 年度アクティビティコミッションに対する補助金として、地方スポーツ振興費補助金の交付を受けたことによりまして増額となっております。

次に、決算書 43、44 ページをお願いいたします。一番下の部分でございます。

16 款 2 項 5 目の 1 節商工費補助金でございます。予算現額は 1 億 3357 万 8000 円でございますが、当課所管分といたしましては、3,645 万円の現額に対して収入済額が 1,620 万円となっております。差額に当たります 2,025 万円につきましては、令和 3 年度に繰り越してございます。内容としましては、歩崎公園の園地整備ということで、複合デッキの建設に充てるものでございます。当該補助金につきましては、令和元年度と比較しますと皆増となっておりますが、令和 2 年度にはネイチャーセンターの改修工事を行いまして、そちらの工事に対する自然環境整備交付金を受けたことによるものでございます。続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

まず、決算書は 176 ページ、タブレット端末の政策事業に係る成果説明書は 136 ページでございます。

7 款 1 項 3 目観光費の 07 観光交流推進事業（政策）でございます。726 万 3686 円の決算となっております。主な内容でございますが、観光協会への補助金となっております。令和元年度決算額に対しましては 1659 万 3181 円の減少となっております。減少となりました主たる理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、あゆみ祭り及びかすみがうら祭の開催を見送ったため

減額となっております。こちらの事業につきましては、令和2年度におきまして、当該事業による交流人口といたしましては約10万人程度の交流人口がございました。

次に、タブレット端末の政策事業に係る成果説明書137ページ、決算書は同じく176ページです。

09 雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）でございます。5977万4900円の決算でございます。主な内容でございますが、指定管理者への委託、それからネイチャーセンター改修工事、これらの実施によるものとなっております。なお、ネイチャーセンター改修工事につきましては、自然環境整備交付金1,350万円を活用してございます。令和元年度決算額に対しましては増加となっておりますが、増加した主たる理由といたしましては、ネイチャーセンターの老朽化に対する改修工事の実施によるものでございます。令和2年度の実績といたしましては、雪入ふれあいの里公園と三ツ石森林公園合わせまして1万3478人の訪問がございました。

次に、決算書は同じく176ページ、タブレット端末の政策事業に係る成果説明書は138ページです。

11 交流センター管理運営事業（政策）でございます。3016万5961円の決算です。主な内容でございますが、指定管理者委託となっております。令和元年度決算額に対しまして2102万5777円の増加となっております。主たる理由といたしましては、交流センターの附帯施設といたしまして、古民家江口屋や歩崎棧橋、これらが加わったことによりまして、指定管理業務の内容が多岐にわたることから統括する職員、それから追加になった業務に携わる職員の雇用が必要ということで、当該費用を指定管理料に追加したというものでございます。令和2年度におきましては、2万8610人の交流人口がございまして、地域物産の販売額といたしましては3866万3703円ございました。

次に、決算書は同じ176ページ、タブレット端末の政策事業に係る成果説明書は139ページです。

13 観光サイクリング事業（政策）1554万7665円でございます。主な内容でございますが、自転車環境魅力共創事業委託558万1797円となっております。当該経費につきましては、地方創生推進交付金279万500円を活用してございます。令和元年度決算額に対しまして264万1282円の増加となっております。当該経費につきましては、サイクリングやアウトドアレジャー、そういった新たな余暇の楽しみ方を訴求するというので、キャンプと自転車をかけ合わせた新しい形態のイベントである、かすみがうらライドヴィレッジなどを実施してございます。当該事業の中で、令和元年比増加となりました主たる理由といたしましては、決算書178ページの一番上の部分にございます、かすみがうらアクティビティコミッション、こちらへの補助金が新たに交付をいたしましたので、その関係で増額となっております。令和2年度におきましては、かすみがうらエンデューロ、レイクサイドサイクルフェスタ、そういったイベントが中止ということになってございますが、新たなイベントとしてライドアラウンドやライドヴィレッジ、そういったイベントを実施しまして1,655人の交流人口がございました。

次に、決算書が178ページから179ページ、タブレット端末の政策事業に係る成果説明書が140ページでございます。

04 歩崎公園管理運営事業（政策）2346万600円でございます。内容でございますが、歩崎公園イベント広場の整備工事を実施したものでございます。この事業については、再編交付金1056万9000円を活用してございます。令和元年比としましては、歩崎公園棧橋設置工事が完了したということから減少ということになってございます。

次に、決算書は180ページ、タブレット端末の政策事業に係る成果説明書が141ページでございます。

06 水族館管理運営事業（政策）889万1890円でございます。令和元年度決算額に対しては6339万6411円の減少となっております。減少となりました主たる理由としましては、老朽化に伴う大規模改修工事、これが完了したために減額となっております。令和2年度におきましては、水族館の入館者

のほうで3万4027人という結果でございました。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

観光課で、各事業でほとんど委託料が発生していると思いますけれども、この観光課の事業の中で委託料とその委託先の一覧表のようなものは出ていますか。

○観光課長（貝塚裕行君）

今回資料のほうは提出をさせていただいていないということと、あと資料のほうも、特にそれをまとめて整理した資料を現在持っているということではないです。

○設楽健夫委員

委託先と委託料の一覧表について、後で結構ですから、整理したものをお願いしたいなというふうに思います。

○観光課長（貝塚裕行君）

後ほど資料のほうを整理して提出させていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、会期中に資料を提出してもらって、サイボウズガールのほうに格納させていただきますので、各委員、後でご確認をいただきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

交流センター管理運営事業についてちょっとお伺いします。

新型コロナウイルスの流行ということで、大変ご苦労されているというふうには思います。1つ、ちょっと表記の件なんですけれども、地場産、地域物産の販売額が増加ということで書いていますが、これ減っていますよね。表現が間違っただけかなと思ひまして、確認です。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時02分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時02分]

○観光課長（貝塚裕行君）

令和元年度、令和2年度、数字からすると増加と、先ほど申し上げましたけれども、減額、減少となっております。

○宮嶋 謙委員

コロナ禍でお客さんも減っていますので、これ仕方ないことだと思うんですけども。

最近いつからか、ちょっと私もはっきり把握していないんですけども、かすみマルシェに伺ったり、あとはネットショッピングのサイトを拝見したりすると、かすみがうら市以外のものの商品の陳列が増えているように思っているんですね。これは市のほうとの了解の上でやっている。何かこう方向性を打ち出してやっていることなのか、売るものがないからエリアを広げているのか、その辺のハンドリングと申しますかね、かすみがうら未来づくりカンパニーとの意思疎通と申しますか、その辺はできているのかどうなのか。少し方向性が以前と違ってきているような気もしたものですから伺います。

○観光課長（貝塚裕行君）

1階のマルシェの販売の商品なんですけれども、こちらについては、連携している場所、例えば、益



子の道の駅であるとか、そこだけではないんですけれども、そういったところと連携が最近進んでいるというようなこともございまして、ある一定の商品は、かすみがうら未来づくりカンパニーの商品もそちらへ展示していただく。逆に向こうで取り扱っている商品をこちらで取り扱って、そういったやり取りがあるということで、厳密にその都度その都度はかすみがうら未来づくりカンパニーから協議があるわけではございませんが、大きな範囲で販売チャンネルを広げるところで、そういった工夫なり、連携をしているという状況でございます。

#### ○川村成二委員

水族館管理運営事業でお伺いしたいんですが、令和元年度に改修を終えて、令和2年度から大幅な入場者数の増を見込んでいたと思うんですが、利用人数の推移を見ると、令和元年度並みの水準で令和2年度は推移していますよね。これはコロナ禍という状況から見れば、多いようには思うんですが、この令和2年度の3万4000人の利用人数という状況はどのように分析されていますか。

あと令和3年度の状況ですね、その辺、水族館の対応としては、リニューアルは大きな効果を上げているのかどうか、その辺お聞かせください。

#### ○観光課長（貝塚裕行君）

水族館の大規模改修が令和元年12月、令和2年1月と閉館して行ったわけですが、閉館明けの入館者を見ますと、対前年比で平成30年度の2月が2,200人だったのが4,000人ということで改修後は倍増しているというような状況にあります。

令和元年度と令和2年度の比較なんですけれども、令和2年度は新型コロナウイルスの関係で休館を2回ほどしています。その休館がちょうど4月から5月、ゴールデンウィークで一番入館者が多い時期が休館したということがございますので、令和2年度の3万4027人という入館者については、令和元年度と比較すると大分健闘はしてきたのかなというところで評価をしています。

入館者数につきましては、指定管理者のほうとも自主事業なりを積極的に展開して、入館者の確保、魅力ある水族館の運営に努めていただくよう、その都度協議は重ねてきているところでございます。

#### ○川村成二委員

コロナ禍の状況の中で観光事業をやるということを考えますと、新型コロナウイルス対策というのを徹底的にやる必要があると思うんですね。かすみがうら市の観光地は安心して来れると。ただアルコールとかパーティションを対応するだけではなくて、レイアウトも含めて新型コロナウイルス対策を考えた対応を令和3年度以降は取り組む必要があると思うんですが、その辺は何か考えられていますか。

#### ○観光課長（貝塚裕行君）

新型コロナウイルス対策につきましては、基本的な部分である体温測定とか、入場の際の手指消毒とかソーシャルディスタンスの確保、そういったものは徹底するよう努めているところでございます。

水族館については、入場制限20名までということで、そういった取り組みをこれまではしてきております。また、各施設ともいばらきアマビエちゃんの登録を推奨してお願いをしているところでございます。今後、施設のほうも含めて、イベントもございしますが、ワクチン接種の要件であるとか、そういったことも国のほうでもいろいろ制限緩和ということで動きがあるようですので、新たな感染対策としていろいろ検討を重ねて実施をしていきたいと考えております。

#### ○久松公生委員

観光PR推進事業（政策）というところで、政策事業に係る成果説明書135ページになります。事務事業評価シートは5ページということで、ちょっとお伺いしたいことがありまして、この事務事業評価シートでも、指標のところを見ますと、観光PRパンフレット配布枚数というところがありまして、令

和2年度目標が1万枚、そして実績が6万4354枚と、この目標と実績に数字があまりにも離れていると同様に、令和元年度、それでまたも1万枚に対して8万4000枚、令和3年度も目標1万枚としておりますが、これちょっと数字的に目標と実績が離れていて、令和元年度のその評価が令和2年度に反映されていないようなふうにも見えるんですけれども、この辺はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか、説明をいただきたいと思います。

○観光課長（貝塚裕行君）

こちらの活動指標の目標ですけれども、配布枚数1万枚というのが、その上にある活動としましての観光PR回数10回とございますが、1回当たり約1,000枚、1,000人程度への配布ということで、当初立てた目標でございます。それに対して、令和元年度、令和2年度とそれよりかなり大きい数字となっております。この実績については、各イベントであったり、アプリを新たに作ったということで、その閲覧であったり、そういったものの合計がこういった8万4000枚、6万4000枚という数字になってございます。目標と実績が大分離れているという状況でもございますので、令和3年度以降、この目標値を実績に合わせて見直しをしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○久松公生委員

ということは、この観光PRパンフレットの実績はいろいろなものを合計したとか、そういったふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○観光課長（貝塚裕行君）

表記には観光PRパンフレット配布とありますが、パンフレットも幾つかの種類がございます。そういったパンフレット、リーフレット、それから新しく参加するようなイベントでの配布を含めまして、いろいろなパンフレットの合計部数ということになってございます。

○久松公生委員

せっかく観光PRということでいろいろな施策を使って配布していると思います。なので、この目標でも説明があれば理解はできるのかと思いますけれども、もう少し目標を実績に近いようなふうに整理するとかしていただいて、今後そういったふうに目標、実績をよりよくしていただけるようお願いしたいと思います。

○設楽健夫委員

観光施設別の利用者人数ですか、この決算関係資料の2ページ、これは観光課で出したものですよね。観光施設別年度別利用人数。これ見ますと、雪入ふれあいの里の令和2年度の利用人数が1万1049人。三ツ石森林公園が2,429人、そういう意味では、雪入とか、山の資源を母体にした観光事業の中で、それ以外はどちらかという霞ヶ浦といいますか、歩崎というところでカウントされていますけれども、全体の水族館3万4027人とかそういう人数と比べると、この雪入ふれあいの里の観光利用人数が少ない。一方における湖山の宝じゃないですけれども、山を背にした観光事業としては、千代田地区の観光果樹園との兼ね合いも含めて、この雪入ふれあいの里、三ツ石森林公園の周りの観光活動を、もう一回、全体がどういうふうな状況になっているのかということを見直しておく必要があると思うんですけれども、観光課としてはこの数字をどのように見られているか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○観光課長（貝塚裕行君）

こちら提出させていただきました資料の合計数でございますが、まず雪入ふれあいの里がネイチャーセンターへの入館者数ということで、入館せずにハイキングコース等々を利用して帰る方、そういった方がちょっと含まれていない。駐車場に来るなり、駐車場を使用しなくてもハイキングだけの利用者の把握がちょっと難しいというところはございます。

それと三ツ石森林公園につきましても、管理人がいるわけではございませんので、森の小屋のほうに立ち寄った方が記名簿に記名していただいた方の人数ということです。

実際には、そういった三ツ石森林公園を訪れても記帳しない方、ハイキングコースを訪れてもネイチャーセンターへ寄らない方は、この数字から見るともっとたくさんいるのではないかというふうに考えています。

現在、コロナ禍ということもあって、屋外のハイキングというのも訪問者は増えているということで、指定管理者のほうからは伺っています。ただ数字としては、入館者数で整理をしていますので、そういう状況になっています。

今後につきましては、やはり湖山の宝ということで湖側の政策、それから山側の、里山側の政策ということで、令和2年度はこういった結果でございましたが、令和3年度は、例えば、サイクリングについても、雪入ふれあいの里にレンタサイクルを用意したり、サイクリングコースとして雪入周辺をコース設定したりということも、現在、進めているところでございます。

それと感染状況にもよりますけれども、秋には里山側でのイベントも実施できないかということで、今現在検討を進めているところでございます。

#### ○設楽健夫委員

山のといいますかね、雪入ふれあいの里を含めて観光資源としては素晴らしいものがあると思うんですね。春の山桜もありますし、観光果樹という意味では秋のイベントもたくさん組めると思います。委託管理の中に、ネイチャーセンターの管理といいますか、そういう入山と言ったらあれなんでしょうけれども、訪問者を常時見ておくことができるような、そういう契約にはなっていないんですか。

#### ○観光課長（貝塚裕行君）

現在の指定管理の中には、ネイチャーセンターの管理、それから公園内の管理というものは含まれていますけれども、そういったコースを利用者についてのデータ収集であるとか、というのは業務の中には含まれてございません。

#### ○設楽健夫委員

上佐谷小学校も来年廃校になりますし、昔、歩崎もビジターセンターがありましたけれども、含めて、観光資源は素晴らしいものがありますから、ちょっと検討して全体を見ながらもっと盛り上げていくことができるのかなというふうには思いますので、よろしくお願いします。

#### ○観光課長（貝塚裕行君）

今、委員がおっしゃったような内容について、現在も含めまして里山、雪入を中心とした地域についても、老朽化している部分もございまして、令和2年度ネイチャーセンターのほうは改修をしたわけですが、このほか三ツ石森林公園というところもございまして、そういったものも含めて、その地域の魅力を、再度確認をして、魅力のある地域となって訪問者が増加するようなことを、今後検討を進めてまいりたいと思います。

#### ○田谷文子委員

あゆみ庵は、今現在、使用中ですよ。この燃料費とか光熱費とかという項目がありますので。これから新型コロナウイルスが収束しても、このあゆみ庵は使用していけるような状態なんですか。修繕費がだんだんかかってくるのかなという感じがしますけれども、お伺いします。

#### ○観光課長（貝塚裕行君）

現在は、緊急事態宣言も発令されている状況ですので、閉館、休館をしております。それらの発令が解けた後につきましては、従来どおり、あゆみ庵のほうは運営を再開していきたいと考えているところ

でございます。新型コロナウイルス対策ということで、あゆみ庵については、網戸がなかったというようなこともありまして、昨年度、新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、やはり換気が必要だということで、網戸をつけたりだとか、あとオゾン発生装置を入り口につけたりというようなことをやってきてございます。土曜、日曜の抹茶のサービスについては、ボランティア団体の方をお願いしているところがございますので、運営方法等について、実際に抹茶サービスのほうに携わる方々の対策等の意見も聞きながら、必要などころについては修繕をするなりしながら、対策を徹底して従来どおり進めたいなというふうに考えてございます。

○田谷文子委員

年間の使用人数というのはどのぐらいになるんですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

提出させていただいた資料のほうに載せさせていただいておりますが、令和2年度の実績としては210人ということになってございます。主に約半数は茨城県内、市内が半数以上ということになってございます。

○櫻井繁行委員

1点だけお伺いします。

観光課として指定管理者、水族館であったりとか、交流センターだったりとか、雪入ふれあいの里、ネイチャーセンターだったりとか、指定管理者委託されていますけれども、それぞれ施設のモニタリング調査を年間、恐らく24回行っていると思うんですよね。月に2回程度なのかなと思うんですが、詳細をお伺いしたいんですが。どういった方々が行っていて、またそれぞれ細かくなっても構いませんけれども、どういった指摘があったりとか、状況を確認させてください。

○観光課長（貝塚裕行君）

モニタリングという表現ではございますけれども、毎月、その施設の管理運営状況の月報というのを提出いただく際に、向こうから提出に来ていただいたときに、状況であるとか課題であるとかを聞き取りを行ったり、もしくは施設の不具合が発生したという場合には、こちらから現地へ訪問して、その際に施設の不具合を含めて入館状況であるとか、そういったものを聞き取りしたりというような取り組みをしています。それと併せて、入館状況を聞き取りをした上で、例えば、自主事業としてどういった取り組みを今後やっていくのかということも含めて、相談というか協議をしながら、施設の管理運営について調査というかモニタリングをしているという状況でございます。

○櫻井繁行委員

指定管理者とも友好的というかしつかりと信頼関係を持ってもらって、今後とも進めていただきたいというふうに思うんですけれども、事務事業評価シートの活動指標を確認すると、文言、表現の問題かもしれないんですが、協定書に定められた水準にあるか立入調査及び指導を実施するというのが24回実施というふうになっていますので、表現の書き方が常に月に2回必ず職員が訪れて確認をしているのかなというふうに思ったものですから、お聞きしたんですけれども。今後、そういうところも書き方を検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○観光課長（貝塚裕行君）

表現の方法が月2回訪問するということもありますので、実情に合わせた形でこの指標のほうも表現方法を考えていきたいと思っております。

○矢口龍人委員

この指定管理者なんですけれども、指定管理者は法令等に違反した場合は、その指定管理者を何とい

うか、辞めるとか何とかということはあるんですよね。どういうふうになっていますか。

○観光課長（貝塚裕行君）

指定管理に当たっては、指定管理者と協定を結んで指定管理を行うその施設なり、その地域の中で規制のかかっている法律であるとか、そういったものに違反するような管理運営を行ったという場合には、その協定の中で指定管理者と協議をして指定管理の指定を協議していくということになるかと思えます。ただ指定管理業務の中での協定となっていますので、それらの中での判断というふうになっていくかと思えます。

○矢口龍人委員

指定管理者との協定の中での法令違反等があった場合にはということなんですか。それとも、通常、一般的に企業として法令違反があった場合には該当するという事じゃないんですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

失礼しました。中心は指定管理業務を中心ということでございますけれども、それ以外に一般的に刑事訴訟法であるとか、そういったことに触れるような形の行為があったような場合には、やはり指定管理については検討を加えていくということが必要になるかなと思えます。

○矢口龍人委員

それはどういうふうな対応をすることになっているんですか。例えば、指定管理期間であっても、そういうことが発覚した場合には、どういう、例えば、その中で懲戒委員会とか、そういうふうなところではないのかなと思うんですけれども、どういうところでそういうことの指定管理者を停止するか何とかというのを結論づけるのか。

○観光課長（貝塚裕行君）

協定の中に指定期間の満了前であっても、この指定の取り消しを行うような場合を協定の中でうたっ  
てございます。こういったところには、内容としては条例や協定に違反したような場合は取り消す場合  
がございます。それから、不正な手段等を行って本施設、委託施設の管理を行ったとき、そういったと  
きには内容について甲と乙と協議の上、取り消す場合には理由等々を明示して、指定管理者に提示をす  
るということになってございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

ここで、約 10 分間の暫時休憩といたします。 [午後 2 時 29 分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2 時 40 分]

それでは、続いて説明を求めます。

○理事（高井 淳君）

それでは、令和 2 年度の一般会計歳入歳出決算でございますが、地域未来投資推進課の所管事業に関  
しまして、坂本課長からご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

それでは、まず歳入から説明をさせていただきます。

決算書 45、46 ページをご覧くださいと思います。

上段にございます 16 款 2 項 5 目 1 節商工費県補助金の茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金でございますが、こちらは、県の感染拡大防止システムいばらきアマビエちゃん登録を要件としまして、中小企業等の活力向上に向けた事業創出や事業継続を推進する事業に取り組む市町村に対する補助金となっておりまして、充当事業としましては、かすみエールプレミアム商品券事業、新しい生活様式に対応したビジネスモデル構築支援事業、事業継続給付金の 3 事業となっております。

次に、決算書 51、52 ページをお願いいたします。

上段にございます 18 款 1 項 1 目 1 節寄附金のふるさと応援寄附金でございます。ふるさと納税による寄附金でございまして、令和元年度比 1508 万 3000 円の増となっております。

次に、決算書 61、62 ページをお願いいたします。

21 款 5 項 7 目 1 節雑入の上から 6 点目でございます。新型コロナ対策プレミアム付商品券売上金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者や市民の皆さんの家計を支援し、市内の消費喚起及び経済の下支えを目的として実施しましたプレミアム商品券の売上金でございます。1 冊 5,000 円で販売しまして、第 1 弾が 2 万 4584 冊、1 億 2292 万円で販売率が 69.79% ございました。第 2 弾が 2 万 5735 冊、1 億 2867 万 5000 円で販売率が 72.89% となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。

歳出につきましては、政策事業に係る成果説明書でタブレット端末 127 ページでございます。

まず、03 中小企業対策事業（政策）です。例年自治金融の保証料の補給など中小企業を支援する事業となっておりますが、令和 2 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等を支援するための事業を実施したことによりまして、令和元年度比 3853 万 4399 円の増となっております。主な増額の要因としましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施しました事業の概要の 2 点目、茨城県パワーアップ融資信用保証料補給金、3 点目の「新しい生活様式」に対応したビジネスモデル構築支援事業補助金、4 点目の事業継続給付金によるものでございます。各事業を実施したことによりまして、新型コロナウイルス感染症に伴い経営に影響を受けている事業者の皆様の事業継続の下支えに寄与できたものと認識をいたしております。

次に、政策事業に係る成果説明書 128 ページをご覧くださいと思います。

05 商工振興事業（政策）につきましては、商工会への助成などにより市内産業の振興を図るものでございます。令和元年度比 5 億 6126 万 9460 円の増となっております。主な増額の要因としましては、中小企業対策事業と同じく、新型コロナウイルス感染症に対応した事業の実施によるものでございまして、事業の概要の 3 点目の飲食店を対象としましたデリバリー・テイクアウト参入支援事業及び応援キャンペーン事業、4 点目のかすみエールプレミアム商品券事業、5 点目の市外に在住している学生を対象としましたかすみエール学生応援ふるさと便事業の実施によるものでございます。これらの事業の実施により、市内消費喚起及び経済の下支えに寄与したものと認識をしております。

次に、政策事業に係る成果説明書 129 ページをご覧ください。

10 企業立地促進事業（政策）につきましては、企業立地の促進により産業の活性化と雇用促進を図るものでございまして、令和元年度比 3335 万 8525 円の減となっております。減額の要因としましては、企業立地促進助成金の対象企業の 1 社が 3 年間の助成期間を終了しまして、令和元年度の 5 社から 4 社に減少したものであるものでございます。また、域外販促支援助成金は、海外及び国内の販路開拓各 1

点ございまして、販路拡大につながったものと認識しております。

次に、政策事業に係る成果説明書 130 ページをご覧ください。

12 地域ポイント推進事業（政策）につきましては、地域ポイント事業の実施により市内経済循環の活性化と各種事業の利用者増を目的とするもので、令和元年度比 106 万 1293 円の減となっております。主にシステム改修委託費の減によるものでございます。配布ポイントの状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年度に比較し減少をしております。なお、本事業につきましては、ポイント付与に対する利用率が低いことなど経済循環と消費喚起としての効果が限定的であることを考慮しまして、令和 2 年度でポイント付与を終了しまして、ポイントの交換を今月、9 月末までとしております。10 月に事業を終了することとしております。

次に、政策事業に係る成果説明書 131 ページをご覧ください。

13 創業支援事業につきましては、産業振興、新規雇用の創出及び定住促進を図るため、新たな創業や第二創業、新事業展開する際に支援をするもので、補助金 3 件の支出となっております。内訳は新規創業 2 件、新規事業展開 1 件でございまして、産業の振興等に寄与したものと認識をしております。

次に、政策事業に係る成果説明書 132 ページをお願いいたします。

14 ふるさと応援事業（政策）につきましては、ふるさと納税に係るポータルサイトの運営及び謝礼品の発送に伴う経費となっております。寄附の増額に比例しまして令和元年度比 828 万 7170 円の増となっております。特産品を返礼品としておりますので、地元特産品の PR 及び販路拡大につながったものと認識をしております。

最後に、別途提出させていただいております資料を説明いたします。タブレット端末をご覧ください。

例年提出しております住宅リフォーム助成制度に係る年度比較実績一覧でございます。

一番下の令和 2 年度につきましては、申請件数 72 件、地区ごとの件数がそれぞれ 36 件でございました。申請件数内容については、記載のとおりでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

最後に説明がありました住宅リフォーム助成制度についてですが、500 万円を限度にはしていると思うんですがね。これいつぐらいで使い切っていますか。かなり早く使い切ってしまうんじゃないでしょうか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

令和 2 年度につきましては、6 月中旬で受付の終了となっております。それを考慮しまして、令和 3 年度につきましては、補助金を 300 万円増額しまして 800 万円を実施しております。併せまして、受付を春と秋の 2 回の受付として分けて、それぞれ 400 万円の枠で令和 3 年度は対応しております。

○設楽健夫委員

今の住宅リフォームで、このシートのほうの改善方策方向性の下のほうに、この目的として中小企業や個人事業者の支援に努めるといふくだりもあるというふうに思いますけれども、この支援の中で請け負っている業者の市内と市外の区分けというのは分かりますか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

当事業の対象といたしましては、業者につきましては、市内に本社または営業所を有する事業者として限定をして実施しております。ということで、本市に何らかの営業所なりは保有されている事業者を

対象ということで実施しているものでございます。

○古橋智樹委員

中小企業対策のセーフティーネット利用の 72 件ありますけれども、これの業種別はどのような内訳になっているのかということと、あと資本金 1,000 万円以下、1,000 万円以上、どのぐらいの割合なのか教えていただけますか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

まず、業種でございます。72 件ということでございますが、業種としましては、卸小売業が 16 件、運輸業が 15 件、製造業が 15 件、建設業が 11 件、その他 7 件、生活関連サービス等が 4 件、飲食業が 3 件、情報通信 1 件というような内容で把握しております。また、資本金の状況でございます。こちらにつきましては、現在手元で整理はいたしてございません。申し訳ありません。

○古橋智樹委員

事務局の大体の把握している範囲でいいんですが、大体 1,000 万円以下の皆さんですかね。その資本金が大きいところがそう使うとは考えにくいので、そのあたりはどうか、分かりませんか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

リストは現在手元にはございますが、資本金の規模はこのリストから判断することは難しいような状況でございます、申し訳ありません。

○古橋智樹委員

自治金融のほうは、これは 5 件に減ったというような、特段その新型コロナウイルス用ということではなくて、通常の自治金融制度で利用なさった方が、新型コロナウイルスのほう、その信用保証の補助のほうではなくて、自治金を普通に選んだところが 5 件だけというようなことでしょうかね。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

ご指摘がございましたように、自治金融の制度としまして利用した件数は、新規が 5 件ということでございます。全体としましては、こちらの政策事業に係る成果説明書 127 ページで事業の概要欄の一番上、資金あっ旋保証料補給金とございます。こちら自治金融による融資を受けた事業者に対して信用保証料を全額保証する制度ということで、これは毎年実施している事業でございます。その中で信用保証料の補給件数は 110 件と表記してございます。保証料の補給金が 515 万 5839 円、それに対して返戻額が 362 万 1483 円ということで、新型コロナウイルスの関係でパワーアップ融資への借換え等もあったものと判断しておるところでございます。

○古橋智樹委員

あと企業誘致、企業立地の関係ですね。お尋ねしますが、令和 2 年度はコロナ禍の中ではありましたけれども、新規のご相談というのは何件ぐらい、実件数はありますか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

こちらの立地の助成の制度の企業数はゼロというような表示でございますが、こちらについては、助成制度の活用した企業ということで表示をしてございます。実際問合せ等は、月 1 件程度はあるような状況ではございます。状況としましては、令和 3 年度現在、立地案件としてこの補助対象となるような件としては 4 件ほど進んでいるような状況でございます。

○古橋智樹委員

令和元年度は何件で、令和 2 年度が月 1 件ぐらいになったんですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

あくまで相談のありました件数ということで、大体月 1 件程度はコンスタントに相談はあるのかなと



いうふうなことでお話をさせていただいたものでございます。令和元年度の状況については、ちょっと担当のほうから話を聞いておりませんで、大体相談は同じ程度あったのかなとは考えております。

○久松公生委員

政策事業に係る成果説明書 132 ページのふるさと応援事業（政策）のところなんですが、今回、令和2年度の寄附受入件数、そして寄附金ともに、令和元年度に比べ大幅に増額したと思います。これは大変すばらしいことだと思います。返礼品、取扱数も増えた等もありますけれども、その辺をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

令和2年度のふるさと納税につきましては、ご指摘のように、寄附受入件数とも、令和元年度比で倍増というような状況でございます。その要因として考えられますのは、全国的にもふるさと納税は右肩上がりが増加しておりまして、特に令和2年度は全国でも受入件数が令和元年度比1.5倍と増加幅の多い年度でもありました。これはコロナ禍の中、インターネットを利用して返礼品を受け取れることなどから、例年よりも需要が伸びたものと想定されまして、本市でもその影響があったものと一部考えてございます。また、全国的なふるさと納税の需要が高まる中、サツマイモなど本市の魅力ある返礼品が全国的にも認められてきたというようなことで、全国的な増加幅よりも伸びが大きかったものではないかと考えているところでございます。

○久松公生委員

かすみがうら市のその返礼品の取り扱いその品物ですけれども、特に増えたとか、例年に比べて特に増やしたものとか、その商品の名前といいますか、その品種的なものすごく人気があったといいますか、そういったものがあればちょっとお伺いしたいです。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

令和2年度の状況でございますが、返礼品の上位に入っておりますのは、栗、サツマイモやその加工品というような状況でございます。主に焼き栗セットや生栗、生のサツマイモ、焼き芋セットや詰め合わせ、マロンジャム、常陸牛などが上位の品目というような状況でございました。

○久松公生委員

かすみがうら市の特産品でもあります。今おっしゃられたサツマイモとか栗とか、そういった関連が伸びた原因の一つということですが、これからそういった品物は、もちろん昔からかすみがうら市は特産品として生産者も多くなっていますけれども、今後はその関連した、そういった関連商品等も増やしていったりとかして、もっと拡充ができればいいのかなと思います。

そして、最後にもう一つだけ、事務事業評価シートで改革案のところで、今後は複数のサイトの利用、または返礼品の新規開拓に努めていくというふうに記載してありますが、やはりこれはもっと伸びしろがあると思うんですね。だから、そういったことも含め、そういった改革に令和3年度は徹していただきたいと思うんですが、そのサイトの利用とか、そういった準備を進めているとのことですが、具体的に、令和3年度の年末に向けて寄附金の需要は多分高まっていくと思うので、それに間に合うようなふうに準備しているのか、具体的にもし何かあれば教えていただきたいと思っております。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

本市のふるさと納税の経過では、平成29年9月にふるさと納税サイトのさとふるに業務委託し活用を始めております。他自治体の状況を見ましても、複数サイトを活用している団体が多い状況もございまして、事務事業評価シートの評価欄にも記載しましたが、他サイトの増設をするよう準備を進めているということでございます。

具体的にはまだ内部でも準備中でございますので、いつまでというのは本日は控えさせていただきますが、準備を進めるように、事務としては準備をしております。また、ふるさと納税の推進には、魅力ある返礼品を多く登録していただくことも重要であるというように認識をしております。サイトの増設の準備に併せ、返礼品の登録についても、事業者の皆さんにお願いをしまして、市の魅力発信に協力をいただけるようにしてまいりたいというように考えております。

○久松公生委員

ありがとうございます。令和3年度に向けて準備、検討ということですので、ぜひ令和3年度がもっと増額しますよう、できるようにしていただきますようお願いをしまして、終わります。ありがとうございました。

○矢口龍人委員

今のお話です。この返礼品については、何か自己申告みたいな話だったんですけども、これ事業者とか取り扱い店が自分で市のほうに申請するんですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

令和元年度までは、市のほうに届出をいただいて、市のほうでさとふるのほうに登録を仲介するような形でございましたが、令和2年度からさとふるのほうのサイトから事業者が直接申し込めるような体制となっております。当然、市のほうへ相談があった場合は、そういった内容をご説明しながら登録のほうを進めていただくように対応させていただいております。

○矢口龍人委員

そうしますと、その市の農産物以外でもいいということですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

ふるさと納税の返礼品につきましては、だんだん国のほうの基準も厳しくなっているような状況もございます。基本的には国の地場産品の基準が定められておりまして、市内で生産された物品や提供される役務などというような規定がございます。他の市で生産された、本市に関係ない商品については、返礼品として扱うことはできないというような制度となっております。

○矢口龍人委員

そうですね。分かりました。

それでご存じだと思いますけれども、かすみがうらで今度、霞ヶ浦牛とってね、みやじま牧場で日本一、F1で日本一になった銘柄ありますけれどもね。ぜひそういったところも、要するにその業者が自分のところでさとふるのほうに申請すればできるというふうなお話ですから、そのようなご案内をさせていただければと思います。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

返礼品が多くなるというのは、私ども大変望んでいるところでございます。先ほども説明で若干触れましたが、サイトの増設に併せまして、事業者の皆さんへ改めて登録の方法なり周知をさせていただきたいと考えております。

○宮嶋 謙委員

すみません。関連で霞ヶ浦牛は当面どうでもいいんですが、これまでの経年でふるさと返礼品の取り扱いで、要は順位といいますかね、取り扱い量の多かったものの資料がもし、すぐじゃなくても結構なんですが、出していただければと思います。それを見ると、このかすみがうら市のイメージがどうかとか、どういうものが求められているのかというのが分かりますので、ちょっとご提出していただければと思います。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

返礼品につきましては、その時期によりまして登録が変化しているような状況もございます。整理する年度としましては、過去2年間程度でもよろしいでしょうか。それでは、商品名と件数を整理したものを後ほど整理させていただいて提出させていただきたいと思っております。

○来栖丈治委員長

ただいまの資料ですけれども、整理でき次第、サイボウズガールのほうに格納ということでもよろしいでしょうか。

○宮嶋 謙委員

お願いします。

○来栖丈治委員長

それでは、整理でき次第、サイボウズガールに格納いたしますので、各委員、後でご覧になっていただきたいと思います。

○古橋智樹委員

すみません。返礼品と聞いていて思い出したんですが、信用保証のほうで、資金あつ旋保証料補給金のところに返戻額とあるんですけれども、これどういうお金ですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

自治金融の融資につきましては、例えば、5年であれば5年の返済というようなことになりまして、その年度ごとに返済をされるものに対して市のほうで給付をするというような制度となっております。借入れの月別によりまして、給付の補給する時期が異なっております。年度に1回は、例えば、9月からであれば、9月から翌8月までの補給金を前年度に補給すると。次の年の途中、4月に例えば借換えをして返還された場合は、残りの5カ月が過支給になりますので、その分の返戻というようなことでございます。

○来栖丈治委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第47号のうち、都市建設部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

令和2年度決算につきまして、都市整備課の仲澤課長、道路課の根本課長よりそれぞれご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願いたします。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

それでは、都市整備課所管の一般会計決算についてご説明いたします。

初めに、歳入について主なものをご説明いたします。

決算書27、28ページをお開きください。

14款2項5目2節都市計画手数料でございます。主な収入といたしましては、開発許可等の申請に係

る手数料179万9600円となります。こちら令和元年度比で238.66%と大幅な増加という数字となりました。要因といたしましては、開発行為のうち、大規模の開発行為の申請件数が増加したということで、こういった内容となっております。

続きまして、決算書33、34ページでございます。

15款2項5目1節土木費国庫補助金でございます。集約都市形成支援事業費補助金でございます。407万4000円となります。平成30年から令和2年の3カ年にかけて策定いたしました立地適正化計画、こちらに対する補助でございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

政策事業についてでございます。

決算書185、186ページでございます。政策事業に係る成果説明書が143ページとなっております。

8款4項1目04都市計画調整事業（政策）となります。本市の都市計画の指針となります都市計画マスタープランの改定、人口減少社会における持続可能なまちづくりを目指す計画といたしまして、立地適正化計画の策定経費を委託費という形で1686万3000円執行している内容となっております。どちらの計画につきましても、昨年12月に一般の方に公表しているものでございます。

続いて、決算書187、188ページでございます。政策事業に係る成果説明書は144ページとなります。

09神立駅周辺整備事業（政策）でございます。本事業は、神立駅西口の駅前広場と合わせて駅前通りの県道を拡幅いたしまして、都市計画事業として一体整備することによりまして、歩行者の安全確保と商業環境の向上を図り、合わせまして駅舎の橋上化、東西自由道路を整備することで神立駅周辺の都市機能を充実させ、駅前にふさわしいまちづくりを目指すものでございます。

支出につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合に対します負担金1億9931万8000円でございます。当事業の現在の認可期間は令和4年度末となっております。

最後に、参考資料として提出をさせていただきました建築確認等の申請件数の資料でございます。上の段が、過去5年間の建築確認の申請件数を地区別に集計したものでございます。下の段が、開発行為の受付件数の過去5年間の実績となっております。どちらも平成30年度に一時的に件数が減少というものが見受けられますが、全体といたしましてはおおむね緩やかな減少傾向にあるものという内容となっております。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

屋外広告物使用料はすみません、何ページでしたか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

屋外広告物の申請に関します手数料は、決算書27、28ページでございます。

14款2項5目の01土木手数料の中にごございます。

○古橋智樹委員

この21万9650円の内訳なんですけど、新規と更新の割合はわかりますか。割合というか、全件数のうち新規と更新ということで。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

すみません、全件で17件という実績は持っているんですけど、新規と更新の内訳は持っていないので、後ほど報告させていただきます。

○古橋智樹委員

なぜ私がこの質問をしたかという、更新というのは屋外広告物の条例規則の中で特段制度がないと思うんですね、相手に伝える方法が。ですから、私はそれを改正してもらって、もうすぐ切れますよというのを半年前ぐらいに、はがき1通を送ってもらいたいですよ。中には廃棄処分しちゃったりした方もあればそういう手続きをすとか。どうですかね、それやっただいて、もしかしたらこの収入が増えるかもしれませんし、いかがでしょうか。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

委員のおっしゃられるような内容で、ちょっと内部で検討させていただいて、どういった形の通知ができるのかを検討させていただきたいと思います。

○古橋智樹委員

あと、結構つくば市なんかは屋外広告物の規制が以前より厳しくなっているんですね。そういうことも含めてご検討いただきたいと思います。

○都市整備課長（仲澤 勤君）

そういったものも参考にさせていただいて、検討させていただきます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○道路課長（根本和幸君）

それでは、令和2年度の道路課所管の決算についてご説明をさせていただきます。

はじめに、歳入になりますが、決算書23、24ページをお願いします。

14款1項5目1節法定外公物使用料ですが、市で管理をしています認定外道路や水路敷等を使用する際の使用料としまして、東京電力など53件の納付がありました。令和元年度に対し24万755円の増となっています。

次に、2節道路占用料ですが、市の認定道路を使用する際の占用料としまして、東日本電信電話株式会社など35件の納付があり、令和元年度に対し5万8193円の減となっています。

次に、決算書35、36ページをお願いします。

15款2項8目1節社会資本整備総合交付金のうち、防災安全社会資本整備交付金ですが、こちらは橋梁長寿命化点検委託及び橋梁修繕工事に充当する交付金となっています。令和元年度に対し6398万5125円の減となっていますが、こちらは例年、高速道路をまたぐ橋梁下部の修繕工事をネクスコ東日本へ委託して実施をしてきましたが、ネクスコ東日本から、令和2年度はおととの台風による被害箇所修繕が未実施となっているため優先して実施することから、対応できないということでありましたので、令和3年度に実施することとし、予算の繰越しを行ったことによるものです。

次に、決算書45、46ページをお願いします。

16款2項6目1節土木費補助金の合併市町村幹線道路緊急整備支援市町村補助事業補助金ですが、こちらは平成17年度から平成21年度に整備をしました市道2644号線、現在の国道354号線にかかります償還金に対する県補助金です。令和元年度に対し59万7000円の減となっていますが、これは償還金の減少

によるものです。なお、令和8年度に償還完了予定となっております。

続いて、歳出についてご説明いたします。

決算書183、184ページ、政策事業に係る成果説明書が145ページになります。

8款2項1目03道路維持管理事業（政策）ですが、委託料で橋梁長寿命化点検を36箇所の橋梁で実施しています。また、工事請負費で橋梁補修工事を2箇所の橋梁で実施しています。令和元年度に対し5819万9000円の減となっておりますが、こちらは、先ほど歳入で説明をしました高速道路をまたぐ橋梁の修繕工事を令和3年度へ繰越しをしたためです。

次に、政策事業に係る成果説明書146ページの2目05市道整備事業（政策）ですが、工事請負費で道路改良工事を2箇所、舗装補修工事を6箇所、排水整備工事を3箇所で行っています。令和元年度に対し8929万7000円の減となっておりますが、これは石岡・かすみがうら広域幹線路線測量設計地質調査委託と工事2箇所を令和3年度に繰越しをしたことによるものです。

続きまして、提出しております決算審査関係資料について、ご説明をいたします。

タブレット端末の都市建設部道路課提出資料の1ページから4ページになります。

まず、1ページの国庫補助・交付金一覧としまして、防災・安全社会資本整備交付金で行いました委託及び工事の一覧表となっております。

次に、2ページの工事实施一覧としまして、一番上が道路維持管理事業関係の工事、2段目以降が市道整備事業関係の工事で、道路改良工事、舗装補修工事、排水整備工事となっております。

3ページ目は、その位置図となっております。

4ページ目は、維持管理要望状況としまして、令和2年度は208件の要望があり、そのうち維持補修要望が83件で、要望箇所の現地調査を行い、緊急性や危険性があった17件につきましては早急に処理を行い、未処理の66件につきましては、幅員や公益性、重要度、危険性、費用対効果など多方面から検証を行いまして、対応が必要と判断したものにつきましては、現場状況によりますが、おおむね1年から3年ほどで実施をしております。また、立ち木伐採や土砂撤去等の管理要望及び砕石や生コンなどの材料支給要望につきましては、全て対応をしているような状況でございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

最後の維持管理要望の状況なんですけど、住民からの要望というか、地区からの要望というか、これが意外と身近な問題で大事なんですよね。そういう点では、この68%という数字はちょっと低いと思うんですけども、どういうふうに考えていますか。

○道路課長（根本和幸君）

まず、緊急性があるものにつきましては早急に対応させていただきまして、それ以外のものにつきましては、次年度以降、予算確保に努めまして実施をしているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、令和2年度に実施はできなかったけれども、令和3年度に予算づけして実施できるというものもあると、これが先送り、先送りということになるということですか。

○道路課長（根本和幸君）

実際、要望の中には、早急に対応が必要でない判断できるものもありますので、そういうものは1年ではなくて、2年、3年というスパンは空いてしましますが、できるだけ翌年に対応をするように予

算確保に努めているようなところでございます。

○宮嶋 謙委員

今の関連で、要望件数というのは全く前年度と別に、例えば令和元年度が205件、令和2年度が208件となっていますが、内容のダブリはなくて、新規で208件別にきているという意味でしょうか。

○道路課長（根本和幸君）

中にはダブっているものもございます。地区によっては、毎年要望を出されるような地区もございまして、恐らくその地区の区長が交代するときに、こういう要望を出してあるということで引き継がれて、次の区長がそれを受けて次年度も出してくるような状況もございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

ここで、約10分間の暫時休憩といたします。 [午後 3時31分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時41分]

ここで、各委員に申し上げます。

本特別委員会の審査につきましては、委員及び執行部の皆様のご協力によりまして、予定より若干早く進んでおります。

審査につきましては、9月16日木曜日までの予定としておりましたが、現在の進捗状況を考慮し、9月16日木曜日に予定されている保健福祉部介護長寿課の審査を、本日、都市建設部の後に行い、また、健康づくり増進課の審査を明日9月15日水曜日の市民部の後に行い、且つ、討論並びに採決についても行うこととしてはどうかと考えております。

これより、審査予定表の変更案をタブレット端末にお送りいたしますので、お目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時43分]

<審査予定表変更案の確認>

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時44分]

お諮りいたします。

本特別委員会の審査につきましては、予定を繰り上げし、審査予定表の変更案のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議案第51号 令和2年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

議案第51号 令和2年度かすみがうら市水道事業会計決算につきまして、上下水道課の島田課長よりご説明いたします。よろしくお願いたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和2年度水道事業会計決算につきましては、例年どおり、決算書とは別に提出いたしましたA3サイズの決算審査資料の水道事業会計決算科目別一覧に基づき、概要についてご説明いたします。なお、一覧の金額につきましては、税抜き金額で表示しております。よろしくご説明いたします。

それでは、資料の1ページの上の表をご覧ください。

収益的収入でございます。収益的収入につきましては、水道料金収入や他会計補助金など、一事業年度の経営活動に伴い発生した全ての収入になります。

1款水道事業収益、合計額9億8950万6540円、令和元年度比2132万5997円の増、比率で2.2%の増でございます。主な収益として、1項営業収益、1目給水収益で8億3955万6207円、前年度比1461万5215円の増、比率で1.77%の増でございます。給水戸数、給水人口は、令和元年度に引き続き減少しているところですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛要請などで在宅時間が増加し、水道水を利用する機会が増えたことにより、有収水量の増加に伴い給水収益も増加したものと考えております。

次に、下の表、収益的支出をご覧ください。

収益的支出につきましては、県水受水費や浄水場の維持管理費など、経営活動に伴い発生した全ての支出になります。

1款水道事業費、合計額9億1766万8541円、令和元年度比254万8716円の減、比率で0.28%の減でございます。先ほどの収益的収入から収益的支出を差し引き、7183万7999円の収益となりました。収益につきましては、現在水道施設の更新事業を実施していることや、緊急時の対応に備えて利益剰余金として確保してございます。

続きまして、次の2ページ上の表をご覧ください。

資本的収入でございます。資本的収入につきましては、公営企業の将来の経済活動に備えて行う建設改良に係る財源となる収入でございます。

1款資本的収入、合計額6298万6000円、令和元年度比1億6851万4000円の減、比率で72.79%の減でございます。2項工事負担金、2目工事負担金で1088万6000円、これは神立駅西口土地区画整理事業に伴う配水管工事などの負担金でございます。

次に、下の表、資本的支出でございます。

資本的支出につきましては、公営企業の将来の経済活動に備えて行う建設改良費や、企業債償還金の支出となっております。

1款資本的支出、合計額3億6672万2685円、令和元年度比1億2807万845円の減、比率で25.88%の減でございます。資本的収入から資本的支出を差し引くと3億373万6685円が資本的支出に対し不足する額となりますが、消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、下の表、令和2年度水道事業会計主要事業一覧をご覧ください。

収益的支出の1段目、事業名、上水道原水及び浄水事業では、3億7452万6132円で、令和元年度比979万5249円の増でございます。これは、浄配水場の維持管理業務委託の締結や県水道用水の受水水量増加に伴う受水費などの増によるものとなります。3段目、上水道総係事業では9334万1412円で、令和元年度比1149万8312円の減でございます。人事異動に伴う人件費の減と霞ヶ浦地区浄水場更新計画策定業務



が令和元年度に完了したことによる委託料などの減によるものとなります。

次に、下の表、資本的支出の1段目、配水施設整備事業6048万811円で、令和元年度比2168万8695円の増でございます。配水管新設工事や布設替工事などによるものとなります。2段目、浄水場施設整備事業では2637万4000円で、令和元年度比1億6179万4000円の減でございます。予定していた工事の中に、今後の施設更新に伴うものとして位置づけ、計画的に実施する工事として精査したことにより、大きく減となっております。また、これらの工事の財源としている資本的収入の企業債についても、工事の減少に伴い減額となっております。

続きまして、政策事業に係る成果説明書147ページをご覧ください。

水道事業における資本的施設整備事業として、安心・安全で継続的な水道水の安定供給を行うため、水道事業ビジョンに基づき、下稲吉第2浄水場の更新工事を平成29年度より行っております。令和2年度は、動力設備更新工事を令和3年度にかけて実施しており、令和3年度はそのほかに滅菌室築造工事、監視計装設備の更新工事などを行い、令和4年度以降は外構工事や霞ヶ浦浄水場の更新工事に着手し、順次、管路施設の更新も行う予定でございます。

続きまして、A4横長サイズの令和2年度水道事業会計決算に関する資料をご覧ください。

過去5年間のデータを掲載しております。

1ページですが、収益的収支決算額と純利益の状況についてまとめております。

令和2年度は、先ほども申し上げましたが、在宅時間が増加し、水道水を利用する機会も増え、給水収益が増加し、人件費や企業債利息支払いなどの減少により純利益が7183万7999円となりましたので、利益剰余金として確保しております。

次の2ページをご覧ください。

給水原価とその費用についてまとめております。給水原価につきましては、皆様に水道水をお届けするのに必要な1立方メートル当たりの費用になります。令和2年度につきましては、左下の220.8円でございます。有収水量の増加により引き下げとなっております。

次の3ページをご覧ください。

県企業局からの受水量、受水費用及び水道水源内訳についてまとめております。配水量の増加に伴い、受水量、受水費用とも増加している状況です。

4ページをご覧ください。

水道事業における給水人口、配水量、補助金、人件費、純利益などについてまとめております。給水人口、給水戸数は減少しておりますが、配水量、純利益は増加しております。一時的な増加と考えておりますので、今後も計画的な施設更新工事や有収率の向上を目指し、引き続き、安心・安全な水道水を安定的に供給してまいります。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今回は、利益剰余金が令和元年度と比べるとかなり増えましたね。7183万7999円ということです。今、おっしゃいましたように、コロナ禍の中で、自宅で過ごす機会が増えたということが要因じゃないかというふうにおっしゃいました。令和2年のときに、各自治体の中でも新型コロナウイルスの問題で、自宅にいるということがありまして、1カ月、2カ月ぐらいの水道の支払いを軽減するというか、免除するというような動きがありました。私も1回そういう発言をしたことがあるんですが、そういう要望も

ありましたんで。例えば、1カ月、この世帯、水道を使っている方がいらっしゃる総額になると、どのくらい1カ月の場合なるか、教えてください。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和3年8月分の水道料金ですが、約7,500万円を調定しております。これを減免した場合には、今回の純利益相当分以上の減収となってしまいますので、ちょっと経営上厳しい状況となります。

○佐藤文雄委員

令和3年8月を例にとってみると、7,500万円ぐらいの収入になるということだから、収入ですよ。支出じゃないんです、収入ですからその分がまるきりなくなるといっても、原価があるわけですから、売上げと原価の対比からいったら、実質的にマイナスどのくらいになるんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が一時的に困窮されている方、事業を営んでいる方などは、上下水道料の支払いに困難を期しているところですので、令和2年3月から分納や納付を猶予することなどで対応しているところでございます。先ほどおっしゃっていましたが、例えば8月分の水道料金を減免した場合ということですが、水道事業といたしましては、今後、水道の施設の更新、工事も控えておまして資金が必要な状況でございますので、ちょっと減免という対応は難しいところでございます。

○佐藤文雄委員

分かりました。いずれにしても、こういう場合は、市としての今水道の場合は独自でそういうことをやることはできないということですよ。だから、市がそういう減免をするというのであれば市の対応で一般会計当たりから一定程度の支出をするというようなのが望ましいということかなというふうに理解をいたしました。

ちょっと水道の原価の件なんですけど、水道事業のところに供給単価と給水原価とありますよね。令和元年度と令和2年度を比べると、令和2年度が若干下がっています。給水原価よりも供給単価のほうが安いんです。これは逆ざやだということなのか。あと、下がった理由は分かれますか。

○上下水道課長（島田勝男君）

決算書15ページになりますけれども、そちらに供給単価、給水原価の記載がございます。供給単価につきましては、こちら備考欄にございますように、給水収益を総有収水量で割って求めるものでございます。令和2年度につきましては、給水収益が大幅に増加しておりますので、有収水量についても増加しているところでございますが、令和元年度と比較して、それほど大きく減少はしていないというところでございます。給水原価につきましては、有収水量に対して費用がどのくらいかかっているかというところで計算しておりますので、今回の場合ですと、費用のほうが前年度と比較して少なかったということによって、また有収水量も増加しているということで、供給単価より給水原価のほうが減少が大きいということになってございます。

○佐藤文雄委員

そうじゃなくて、私が言っているのは供給単価が218円でしょう。令和2年度。給水原価が220.8円だから逆ざやなんですかと聞いたんですよ、もう一つは。だって、供給単価のほうが安いんでしょう。給水原価のほうが高いわけでしょう。どうですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

失礼しました。委員のおっしゃるとおり、供給する単価より原価のほうが若干高いということが現状でございます。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、かなり厳しい経営だということになると思います。ですから、いかに原価を安くするかという努力が必要だと思うんです。あと今、資料を出されていたやつの④のところです。やはり受水の問題が出てくるんです。受水は、令和元年度と比べると立方メートル当たりの単価が安くなりました。これは、量が多いから安くなったのかどうか。その水源の内訳なんかも含めると、いわゆる原水及び浄水費に対して年間総配水量を比べると、81.3円になるということで下がっています。これはやはり量が多かったということが大きな理由ですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

用水につきましては、県西用水と県中央用水とそれぞれ受水しておりますが、令和2年度においては水源としている井戸の1箇所が工事で利用できなくなっており、それに伴って県水の受水量を増量しているところがございます。そのため、受水費も増加しているところがございますが、量が多くなっているということで単価のほうも下がっているところがございます。

○佐藤文雄委員

引き続きなんですけど、いわゆる水源の内訳から見ると、やはり地下水からの割合が高くなれば全体的に原水及び浄水費が安くなるという関係になると思いますので、そういう意味では地下水の取水量についての確保というのは大事なというふうに思います。

今後、県の霞ヶ浦導水事業を始めようとしていますよね。霞ヶ浦導水事業を始めると、また受水を押つけられる可能性があると思うんですが、その点については、将来的な負担のことについては、今のところは考えておりますか。

○上下水道課長（島田勝男君）

県中央用水につきましては、そういった計画があるということでは聞いておりますけれども、現在のところ詳しい情報がまだ届いておりませんので、はっきりしたことはお答えできませんが、地下水の規制区域ということでもありますので、県と協議して検討していきたいと思っております。

○古橋智樹委員

有収率が2.7%減となった要因、把握しているものがありましたらお願いいたします。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和2年度においては、安食地内と栗田地内で配水管の本管漏水が発生しております。また、有収率を向上させるため、毎年漏水調査を実施しておりますが、その調査によって給水管から78箇所、水量にして年間約5万5000立方メートル分の漏水箇所を発見しております。その本管の漏水とこの調査による漏水量によって有収率がちょっと減少したのかなと考えているところがございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 令和2年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市建設部長（鈴木芳明君）

議案第52号 令和2年度かすみがうら市下水道事業会計決算につきまして、上下水道課の島田課長より、引き続き、ご説明をいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和2年度下水道事業会計決算につきまして、水道事業会計決算と同様に決算書とは別に提出いたしました決算審査関係資料、令和2年度下水道事業会計決算科目別一覧に基づき、概要についてご説明いたします。

なお、一覧の金額につきましては、税抜き金額で表示しており、公共下水道事業を公共、特定環境保全公共下水道事業を特環、農業集落排水事業を農集と区分けして整理しておりますが、各科目の合計額でご説明させていただきます。

それでは、資料の1ページ、上の表をご覧ください。

収益的収入でございます。収益的収入につきましては、下水道使用料や他会計補助金など、一事業年度の経営活動に伴い発生した全ての収入になります。

1款下水道事業収益、合計額14億3001万8819円、令和元年度比2億2364万7433円の減、比率で13.52%の減でございます。1項営業収益、1目下水道使用料では3億9854万668円、令和元年度比1212万5395円の増、比率で3.14%の増となりました。水道料金の増収と同様に、下水道使用料も増収したものと考えております。2項営業外収益、2目他会計補助金では5億4364万3000円、令和元年度比2億5443万7000円の減、比率で31.88%の減でございます。一般会計からの補助金となりますが、令和2年度からは3条予算の収益的収支での差し引き額がゼロ円となるよう計上しておりますので、減額となっております。次に、収益的支出で下の表になります。

収益的支出につきましては、各処理施設の維持管理や流域下水道への維持管理負担金など、経営活動に伴い発生した全ての支出になります。

1款下水道事業費用、合計額13億7451万5862円、令和元年度比3737万8903円の減、比率で2.65%の減でございます。先ほどの収益的収入から収益的支出を差し引き、5550万2957円の収益となっております。収益につきましては、資本的収支における補填財源としてございます。

続きまして、2ページ、上の表をご覧ください。

資本的収入でございます。資本的収入につきましては、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良に係る財源となる収入でございます。

1款資本的収入、合計額4億6225万6270円、令和元年度比2億3381万990円の増、比率で102.35%の増

でございます。3項他会計補助金、1目他会計補助金では3億3256万2000円、令和元年度比2億5443万7000円の増、比率で325.68%の増でございます。一般会計からの補助金となりますが、下水道事業会計では、先にご説明させていただきました収益的収入とこの資本的収入の両方に計上しており、両方合わせた合計額では、令和元年度と同額ですが、3条予算収益的収支での差し引き額がゼロ円となるよう調整し、基準としたことで増額となっております。

次に、資本的支出で、下の表になります。

資本的支出につきましては、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費や企業債償還金の支出となっております。

1款資本的支出、合計額7億6971万638円、令和元年度比790万3045円の増、比率で1.04%の増でございます。先ほどの資本的収入から資本的支出を差し引くと3億745万4368円が資本的支出に対し不足する額となっておりますが、消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填をいたしてございます。

次の3ページ、令和2年度下水道事業会計主要事業一覧をご覧ください。

上の表で、下水道事業費の4段目、事業名称、農業集落排水処理施設事業では1億920万5617円、令和元年度比1408万6951円の増となりました。農集施設8箇所の維持管理に係る費用でございますが、施設の機能診断調査や最適整備構想策定などの委託料の増加が主な要因となっております。

その下、流域下水道維持管理事業では、1億4299万6364円、令和元年度比2383万9712円の増となっております。公共下水道の汚水処理をしている茨城県流域下水道霞ヶ浦浄化センターの費用を負担金として支出しており、排水量の増加に伴うものでございます。

次に、下の表、資本的支出の1段目、事業名、公共下水道整備事業では、1200万3732円、令和元年度比253万7180円の減となりました。主に、公共汚水柵設置工事に伴う設計業務委託や工事費用などを計上しておりますが、下原処理区の汚水管渠更生工事が令和元年度で完了したことなどによるものです。

続きまして、政策事業に係る成果説明書148ページをご覧ください。

下水道事業における資本的施設整備事業として、下水道施設全体を対象とした長期的な維持管理、改築計画を策定し、持続的な下水道機能の確保と事業費の削減、平準化を行うこととしております。

令和2年度は、各施設の設置時期や耐用年数などから修繕時期による費用とリスクを把握し、点検調査の基本方針となるかすみがうら市下水道ストックマネジメント計画を策定してございます。

令和3年度は、田伏浄化センターと中継ポンプ場3箇所の点検調査計画を策定し、今後の維持管理改修工事に反映させる予定でおります。

続きまして、A4横長の令和2年度下水道事業会計決算に関する資料をご覧ください。

1ページと2ページには、過去5年間の下水道分担金・負担金の収納状況をまとめております。令和2年度につきましては、納付猶予地において新たに公共柵を設置する場合に賦課しているものでございます。

次の3ページと4ページには、過去5年間の下水道使用料の収納状況をまとめております。令和元年度、令和2年度は税抜き表示となっております。令和2年度における現年度の調定額、収納額は増加してございますが、一時的なものと考えているところでございます。また、4ページの使用料全体での現年度分の収納率は99.1%となっております。

次の5ページには、過去5年間の手数料の収納状況をまとめております。指定工事店登録に伴う手数料収入となっております。

次の6ページには、過去5年間の加入状況をまとめております。合計では、対象戸数1万3047件のう

ち1万2260件が加入しており、加入率は令和元年度比0.6%増の94%となり、加入促進事業の効果もあり、僅かですが増加している状況でございます。加入促進のための戸別訪問は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止してございますが、ダイレクトメールの送付や広報誌、市のホームページへの掲載などを実施してございます。

次の7ページには、過去5年間の維持管理費などについてまとめてございます。公共下水道事業は、維持費を上回る使用料を調定している状況ですが、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業は、使用料だけでは維持管理が困難な状況となっております。

次の8ページ、9ページには、起債の元金、利子について、地区別、下水道処理別、1人当たりの状況をまとめてございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

やはり一般会計からの多額の補助をもらわないと下水道会計が成り立たないというのが分かりますけれども、別の資料でいつも私質問しているんですが、加入状況を。今回はコロナ禍の中であまり戸別的な交渉というか取り組みはできなかったと言っておりますけれども、データを見ますと比較的伸びているかなと思うんです。千代田地区で一番低い加入は千代田東部地区なんですね。74.1%で、全体が84.5%ですよ。ただ、これを比較すると1.9%になっております。少し伸びたと思うんですが、これは理由分かりますか。

○上下水道課長（島田勝男君）

委員のおっしゃるとおり、戸別の訪問は実施できませんでしたが、ダイレクトメールや加入促進事業における補助事業がございましたので、その関係で増加しているものと考えてございます。

○佐藤文雄委員

また同じように、いわゆる霞ヶ浦地区のほうで加茂・牛渡流域特環は加入率が低いということでも指摘しております。平成24年が53.9%から今現在は72.9%に伸びているように思われます。前年度と比べると2.2%増えましたかね。これは何か特別な力を入れたということはないんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

下水道の加入促進につきましては、何度も同じ説明になって申し訳ございませんが、地区ごとに特別実施していることはなく、満遍なく未加入者に対してダイレクトメールを送り、加入促進の事業があるということでお知らせをしている内容でございます。

○佐藤文雄委員

やはり補助事業というか、何かありましたよね。そういう今活用すれば負担が少なくなるよというのが大きな要因だったんじゃないですか。それはいつまで続くんですか、教えてください。

○上下水道課長（島田勝男君）

今、おっしゃっている接続補助金につきましては県の接続支援事業ということでございまして、今年度中で終了ということで伺ってございます。

○佐藤文雄委員

ですから、今がチャンスなんです。ですから、コロナ禍の中でも、やはり戸別的な取り組みというのは、別に接触しなくてもいいと思いますので、それでできる限り助成をさせていただいて加入を促進するというふうにして、特に今言った千代田地区では千代田東部地区。霞ヶ浦地区のほうでは加茂・牛渡

流域特環、ここら辺に集中的に力を入れていただければと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、本席を副委員長と交代いたします。

<委員長交代>

○来栖丈治委員

11月30日現在で、いわゆる新型コロナウイルス関係での下水道料金の猶予を報告いただいたと思うんですが、年度末でまとめて猶予件数と金額、新型コロナウイルス関係の猶予は1年間ということかと思うんですが、そういうまとめたものがあれば実質を知りたいんですが、よろしくお願いします。

○久松公生副委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時24分]

○久松公生副委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時25分]

○上下水道課長（島田勝男君）

8月末現在で、56件。金額としては52万6740円の猶予を実施しているところでございます。

○来栖丈治委員

あと、新型コロナウイルス関係での猶予というと1年間の猶予になるんだと思うんですが、通常猶予、分納などの形に置き換わっているというか、振り替えてあるというか、そういうものも含めてその数字になっているんでしょうか。そこだけ確認したいと思うんですが。

○久松公生副委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時26分]

○久松公生副委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時26分]

○上下水道課長（島田勝男君）

先ほど申し上げた件数と金額につきましては、分納という形で納めている方も含まれた数字でございます。

○久松公生副委員長

本席を委員長と交代いたします。

<委員長交代>

○来栖丈治委員長

委員長職に戻ります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号のうち、保健福祉部介護長寿課の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、保健福祉部介護長寿課に関する決算につきまして、幕内課長より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

それでは、令和2年度歳入歳出決算、介護長寿課所管に関する部分についてご説明をいたします。

最初に、歳入になります。決算書21、22ページをお願いいたします。

13款1項1目1節老人福祉費負担金、老人ホーム入所措置事業負担金、収入済額436万7058円につきましては、養護老人ホームに入所しております措置者の個人負担分の金額となっております。

続きまして、決算書23、24ページをお願いいたします。

14款1項1目2節あじさい館使用料、収入済額230万8510円につきましては、浴室、カラオケ等の使用料となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和元年度に対して279万9850円ほど減少をしております。

続きまして、決算書29、30ページをお願いいたします。

15款1項1目6節介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金1911万1800円につきましては、低所得者の保険料軽減分の国庫負担分、補助率2分の1となっております。こちらにつきましては、消費税の改定によります軽減階層の増加により827万7540円の増となっております。

続きまして、決算書33、34ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金67万9000円。こちらにつきましては、65歳以上の高齢者、もしくは64歳以下の基礎疾患を有する方のPCR検査に係る費用に対する補助になってございます。

続きまして、決算書39、40ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費県負担金、6節介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金955万5900円につきましては、先ほど説明をいたしました低所得者の保険料軽減、こちらは県負担分になりまして、補助率は4分の1となっております。

続きまして、決算書同じページの備考欄、一番下になります。

2項2目2節老人福祉費補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金2203万3000円につきましては、県の補助金交付要綱により交付が決定されました市内の介護付き有料老人ホームにかかります施設職



員の寄宿舎を整備するに当たりまして補助となった内容でございます。

続きまして、決算書55、56ページをお願いいたします。

19款2項3目介護保険特別会計繰入金3236万2385円につきましては、令和元年度の介護給付費、事務費等の市負担分の精算により、介護保険特別会計から一般会計へ繰入れした内容でございます。

続きまして、歳出における主な政策事業についてご説明をいたします。

決算書97、98ページ、政策事業に係る成果説明書は93ページになります。

2款1項13目あじさい館管理費、03あじさい館管理事業（政策）3470万7099円につきましては、空調浴場施設の保守点検、本館内外の管理に対しまして委託をしている内容でございます。政策事業の成果説明書の中段になりますが、利用状況などを記載してございますが、こちらも新型コロナウイルスの影響によりましてかなり減少している内容でございます。

続きまして、決算書111、112ページ、政策事業に係る成果説明書は94ページになります。

3款1項2目老人福祉費、04高齢者対策事業（政策）1255万4805円につきましては、主な内容は、地域ケアシステム推進事業の委託で868万9505円、こちらは社会福祉協議会のほうに事業を委託している内容でございます。主な内容は、援護、支援が必要な方に対しまして、チームを組んで助言等、アドバイスを送るような内容でございます。続いて、高齢者福祉計画策定業務委託372万9000円につきましては、高齢福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定製本の委託をした内容でございます。

続きまして、政策事業に係る成果説明書の95ページをお願いいたします。

06ひとり暮らし高齢者対策事業（政策）275万8800円につきましては、12節委託料といたしまして、緊急通報業務委託275万8800円。こちらは65歳以上のひとり暮らし、あるいは重度身障者等を対象といたしまして、緊急通報システムを設置した内容でございます。こちら、年度末で110名の方が利用されております。

続きまして、決算書113、114ページ、政策事業に係る成果説明書は96ページになります。

08要援護高齢者等サービス事業（政策）412万9744円、こちら主なものといたしましては、12節福祉タクシー利用料金助成事業委託375万2240円。こちらにつきましては、65歳以上の介護認定者や障害者等に初乗り分740円を助成する内容でございます。福祉タクシー利用料金助成券、年間といたしまして52枚、こちらを345名の方に発行してございます。

こちらに1つ訂正がございます。政策事業に係る成果説明書の事業概要の中段になりますが、寝具洗濯乾燥書毒サービスと書いてございます。こちら、書毒を削除いたします。また、内容の説明のところにも洗濯乾燥消毒サービスと書いてございますが、こちら消毒のほうを削除して、後で差し替えてさせていただきます。申し訳ございませんでした。

続きまして、決算書119、120ページ、政策事業に係る成果説明書は97ページになります。

3款1項7目介護保険費、03居宅介護サービス利用者助成事業（政策）602万1644円につきましては、19節の居宅介護サービス利用者負担減免費568万9000円、こちらについては低所得者の方が居宅サービスを利用した場合に利用者負担額の4分の1を助成している内容でございます。主に訪問による介護や看護、入浴などを対象としておりまして、延べ2,424件の利用がありました。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ひとり暮らしの高齢者は、今現在、何名いらっしゃるんですか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

令和2年度3月のデータになりますけれども、こちらで把握している分については1,262名となっております。

○宮嶋 謙委員

ひとり暮らし高齢者対策事業の緊急通報装置110名に対応されているということですが、これは希望者に対して対応されているということでしょうか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

こちらにつきましては、原則としてひとりで暮らしている方が対象となっているんですが、申請のほうをいただきまして、こちらで状況を確認して、対象となれば設置するような内容でございます。

○宮嶋 謙委員

今、1,200名以上の方が対象になり得るというお話だったので、知らない方もいらっしゃるのかなど印象を持ちました。

通報件数は11件ということだったようですが、内容はどのような内容だったでしょうか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

通報の11件というのは、消防署のほうからこちらのほうに連絡が入った内容でございます。基本、取り付けのときには、近隣の協力員ということで、2名の方を一応指定していただきまして、連絡があった場合はそちらに一度連絡を入れて様子を見ていただくような形なんですけど、緊急でどうしても自分が動けないとかそういう場合については、直接ボタンを押しますと、富士通の会社のほうにいきますので、そこから消防署のほうに連絡が入って、消防署のほうが出動するような内容でございます。

○宮嶋 謙委員

それで、通報の内容はどのようなものでしたか。急病とかいろいろあるかと思うんですが。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

こちらで聞いている内容につきましては、夜とか昼間ですけれども、動けなくなってどうしようもないというような内容がほとんどでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第50号につきましては、介護長寿課の幕内課長から説明させていただきます。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

それでは、介護保険特別会計についてご説明をいたします。

最初に、決算書285ページの最下段のほうをご覧いただきたいと思います。

介護保険特別会計全体の収支といたしまして、収入済額合計34億8490万9119円となっております。続きまして、決算書289ページの最下段のほうをご覧くださいと思います。

支出済額合計が34億5192万4024円、差し引き額といたしまして3298万5095円が令和3年度への繰越しとなっております。

それでは、歳入歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入です。決算書290、291ページをお願いいたします。

1 款の保険料につきましては、こちらは65歳以上の方からいただく第1号被保険者の保険料となっております。

被保険者数は、令和2年度末で1万2660人、令和元年度と比較しますと131人ほど増となっております。内容といたしましては、調定額8億2362万3580円、収入済額7億8326万8710円となっております。収納率は現年度分が98.9%、滞納繰越分が8.1%、全体といたしまして95.1%となっております。

なお、不納欠損といたしまして516件、2149万6510円を介護保険法第200条第1項の規定によりまして欠損処分をしております。収入未済額は、1885万8360円となっております。

続きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、介護給付費国庫負担金、5 億6134万462円につきましては、介護保険給付費の国負担分となっております。居宅給付費分の20%、施設等給付費分の15%の補助率となっております。

続きまして、決算書292、293ページをお願いいたします。

2 目及び3 目の地域支援事業交付金につきましては、高齢者の介護予防と自立した生活支援を目的とした事業に対する国の補助金となりまして、2 目の873万6000円につきましては介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業に対する事業費の20%、3 目の2263万9968円につきましては包括支援センターの運営事業や任意事業に対する事業費の38.5%の補助となっております。

続きまして、4 目保険者機能強化推進交付金566万9000円及び決算書の次のページになりますが、6 目の介護保険保険者努力支援交付金520万3000円につきましては、保険者に対しまして国の評価項目の達成状況に応じて国から交付される補助金となっております。保険者機能強化推進交付金につきましては、地域支援事業等保健福祉事業に活用する内容でございます。介護保険保険者努力支援交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業、認知症総合支援事業等に補助する内容でございます。続いて、5 目介護保険事業費補助金139万1000円につきましては、介護保険システム改修費用に対する国の補助となりまして、2分の1となっております。

続きまして、決算書294ページになります。

7 目災害等臨時特例補助金39万2000円。こちらにつきましては、主たる生計維持者の事業収入等の減少により保険料の減免措置に対する補助となっております。こちら、国の補助が10分の6となっております。

続きまして、4 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、支払基金交付金8 億5558万3000円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料、介護給付費の27%が交付されている内容でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金4 億6697万9821円につきましては、介護保険給付費の県負担分で居宅給付費分12.5%、施設給付費分17.5%の補助となっております。

続きまして、決算書296、297ページをお願いいたします。

3 項県補助金、1 目及び2 目の地域支援事業交付金につきましては、先ほど国の補助金同様、高齢者の介護予防と自立した生活支援を目的とした事業の県補助金、介護予防生活支援サービス事業や一般介

護予防事業に係る事業費の12.5%、包括支援センター運営事業、任意事業等に係る事業費の19.25%の補助率となっております。

続きまして、決算書302、303ページになります。

10款介護サービス収入、1項新予防給付費収入、1目新予防給付ケアマネジメント収入1327万8320円につきましては、包括支援センターの介護支援専門員が作成いたします介護予防サービス支援計画の作成料となっております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

歳出につきましては、ほぼ経常経費給付になってございます。政策的なものにつきましては、決算書308、309ページ、政策事業に係る成果説明書98ページになります。

2款5項1目市町村特別給付費、02市町村特別給付事業（政策）1455万8152円につきましては、介護1から介護5の認定を受けました在宅介護者のおむつ購入費用を、また介護3から介護5の認定を受け自宅での理容・美容サービス費用を助成するもので、おむつの購入費用の9割、月支給限度額5,000円、理容サービスについては2カ月に1回で費用の9割、支給限度額2,000円を助成する内容でございます。おむつ購入助成につきましては、3,764件ほどございました。理容サービスについては、165件ほどございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

かなり1号被保険者が増えているようであります。1万2529人から1万2660人ということですよ。その中で、ずっと統計を取っておりますけれども、認定率の推移で今回認定率が、令和元年度が15.4%、これが16.1%になったんですね。これずっと14.8%ぐらいからずっとやって15.2%になったんです。今度16.1%なんですよ。これなんかはどういうふうに分析なさっておりますか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

認定率につきましては、以前につきましては多少体の状態が悪くても申請される方が少なかったんですが、現在ですとお独り暮らしの方とかご家族の方、面倒が昼間見られないというような方につきまして、ご家族の方が申請にまいます。その辺、こちらのほうで認定調査をいたしますと、支援もしくは介護1程度になってきますので、その点が増えているのかなとは考えております。

○佐藤文雄委員

15.4%から16.1%になったからかなり増えているでしょう。その特長をやはりきちっと捉えなくちゃいけないんじゃないですか。そこが問題なんですよ。よくよく見ると、平成22年度なんかは要介護5の人が205人、平成23年度は220人だったんですよ。それが令和2年度になったら全体は増えているけれども、173人に減っているんですよ。要介護5が減っている、これどういうふうに見ますか。ずっと200人台にずっといっていたんですよ、平成26年度まで。それから今度急激に下がっているよね、173人。こういうのもやはり分析する必要があると思うんですけども、どうですか。例えば、今まで要介護5だった人が要介護4になったとか、そういうことも考えられると思うんです。こんなに低くなるということは不思議だなと思ったんです。どうですか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

今までの認定審査会とかを見ていますと、要介護度が下がるというのはよほどじゃないとないと思われれます。ただ、どうして減ったかというのは、今後よく調査研究していきたいと思っています。

○佐藤文雄委員

あまり個別なことを言っても時間がないから、だけれども、やはり要介護とかそういうところが逆に増えているんだよね。

それから、ちょっと気になったんだけど、認定者に対する受給者の割合が予防給付の場合、非常に低いですよ。認定者が令和2年度で464人、予防給付の受給者が184人で39.7%なんですよね、低いでしょう、予防給付の場合は。介護給付の場合は97.2%なんです。令和元年度は99.3%だった、これは下がっているんだよね。介護をするのに給付が受けられないというのがなぜなのか、ちょっと教えていただけますか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

ただいまの質問なんですけれども、給付が受けられないということはないと思います。ただ、年々、介護の申請をされる方は増えております。増えていきますけれども、実際にサービスを受けるかという、受けない方も結構おられます。その辺のほうも数を把握して、調査研究していきたいと思っております。

○佐藤文雄委員

やはり状況を把握しておいたほうがいいと思うんだよ。今かなり介護が、保険があつて介護なしなんという、そういう言葉もあるくらいに、自分の負担になるのが大変だというのがあつてこういう場合もあると思うんだよね。今、予防なんかは本当に40%もないぐらいでしょう。要はそういうところが、やはり心配だなと思うんです。お金がないからなかなか受けられないということも考えられると思います。

それと、普通徴収率なんですけど、これは83%ぐらいから、今回、令和元年度が84.9%から令和2年度が86.9%になったんです。これぐっと上がりましたよね。何か、要因はあるんでしょうか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

介護保険加入になりますと最初の頃は普通徴収になりますので、その方に対しましては、口座振替を徹底してお願いしている部分がありますので、直接、銀行のほうから引き落とすような形を取っておりますので、そちらのほうも功を奏しているのかなとは考えております。

○佐藤文雄委員

それは普通徴収の人を対象にですよね。普通はまず介護保険から取られちゃうからね、特別徴収は。介護保険が優先されるんだよね、特別徴収が。それから後期高齢になってくると思うんです。だからそういう意味では、年金を受けていない人、例えば年金が少ない人に対しては、今言った口座振替を勧め、それが改善につながったということですか。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

その点もありますけれども、年金天引きのほうはすぐになるわけではございませんで、半年とか1年程度後になる場合がございます。その方々につきましては、勘違いされていまして、年金から引き落とされているだろうというふうな話もございますので、資格を取った時点で口座振替を説明しましてお願いしている内容でございます。そちらのほうも功を奏するようになったと思っております。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次回の本委員会は、9月15日水曜日、午後1時30分より、本会議場で、引き続き、審査を行います。

それではこれで、本日の委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時01分